



# 茨城県報 第1124号

平成12年 1月11日

火 曜 日

## 目 次

### 告 示

	ページ
●救急告示病院の申出の撤回 (医療整備課) .....	1
●受胎調節実地指導員の指定 (児童福祉課) .....	2
●心身障害者施設診療料等の一部改正 (障害福祉課) .....	2
●土地配分計画の作成 (農政企画課) .....	2
●農地保有合理化規程の承認 (農政企画課) .....	3
●漁船損害等補償法に基づく付保義務の発生 (2件) (漁政課) .....	3
●定款変更の認可 (農村計画課) .....	4
●換地計画の決定 (農地整備課) .....	4
●土地収用法による事業の認定 (用地課) .....	4
●道路の区域の変更 (2件) (道路維持課) .....	5
●道路の供用の開始 (2件) (道路維持課) .....	6
●都市計画の変更 (都市計画課) .....	6
●土地区画整理組合の事業計画の変更の認可 (都市整備課) .....	7
●土地改良区役員の就退任 (土地改良事務所) .....	7
●土地改良区役員の退任 (2件) (土地改良事務所) .....	8
●更正換地処分届出 (土地改良事務所) .....	8
●換地計画の適当決定 (土地改良事務所) .....	9

### (公 安 委 員 会)

●緊急自動車の指定及び指定取消し並びに道路維持作業用自動車の指定及び指定取消し.....	9
----------------------------------------------	---

### 公 告

●県営土地改良事業計画 (農村計画課) .....	10
●県営土地改良事業計画の変更 (農村計画課) .....	11
●開発行為の工事完了 (2件) (建築指導課) .....	11
●道路の位置の指定 (2件) (建築指導課) .....	12
●建築基準法第86条の2第1項の規定による一団地の認定 (建築指導課) .....	12
●軽油引取税に係る免許証の無効 (県税事務所) .....	12

### 正 誤

●平成11年12月24日付け茨城県報号外第131号中.....	13
---------------------------------	----

## 告 示

### 茨城県告示第14号

救急病院等を定める省令 (昭和39年厚生省令第8号) 第1条第1項に規定する救急病院である次の病院については、その開設者から同省令第2条第2項の規定による申出の撤回があったので、同項の規定により告示する。

平成12年1月11日

茨城県知事 橋 本 昌

名 称	所 在 地
医療法人社団土合会 渡辺病院	鹿島郡波崎町土合本町2-9809-20

## 茨城県告示第15号

母体保護法（昭和23年法律第156号）第15条第1項の規定により、次の者を平成11年12月24日に受胎調節実地指導員に指定した。

平成12年1月11日

茨城県知事 橋 本 昌

氏 名 石 川 朋 美

住 所 茨城県那珂郡緒川村小舟2878番地の2

## 茨城県告示第16号

昭和52年4月7日茨城県告示第428号で告示した心身障害者施設診療料等の一部を次のように改め、平成12年1月11日から施行する。

平成12年1月11日

茨城県知事 橋 本 昌

短期入所を次のように改める。

短期入所

施 設 の 名 称	施 設 の 種 別	金 額 ( 1 日 に つ き )
		中・軽度
茨城県立内原厚生園	知的障害児施設	2,200円
	知的障害者更生施設	2,200円
茨城県立こども福祉医療センター	肢体不自由児施設	2,200円
茨城県立コロニーあすなろ	知的障害児施設	2,200円
	知的障害者更生施設	2,200円
	重症心身障害児施設	
茨城県立リハビリテーションセンター	身体障害者更生施設 身体障害者授産施設	2,200円
茨城県立暁寮	ろうあ児施設	2,200円
備 考	上記にかかわらず、保護者が生活保護世帯に属する場合にあって、保護者の疾病、出産、事故及びその者の親族の危篤等の理由によりその障害児（者）を一時的に介護できないときは、無料とする。	

## 茨城県告示第17号

農地法（昭和27年法律第229号）第62条第2項の規定に基づき土地配分計画を作成したから、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成12年1月11日

茨城県知事 橋 本 昌

地区名	所在地			入植者		増反者		備考
	市郡	町村	大字	予定売渡 口数	予定売渡 面積	予定売渡 口数	予定売渡 面積	
堅倉	東茨城	茨城	生井沢			1口	2,349㎡	

地区土地配分計画

- 1 地区名及び地区所在 堅倉地区 東茨城郡茨城町大字生井沢
- 2 地区開拓計画樹立年度 平成11年度
- 3 地区面積 2,349㎡
- 4 公示地区名 堅倉地区
- 5 土地配分計画

区分	売渡の相手方	用途	樹種、種類又は 権利の内容	所在の場所	予定売渡面積	備考
土地	増反1口	農地		東茨城郡茨城町大字生井沢字 下原651-72	2,349㎡	

茨城県告示第18号

つくば市豊里農業協同組合の農地保有合理化事業規程については、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第7条第1項の規定に基づき、平成11年12月27日に承認をしたので公告する。

平成12年1月11日

茨城県知事 橋本 昌

1 農地保有合理化事業の実施区域

つくば市（旧豊里地区及びつくば市大字要・長高野地区に限る。）における農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定により指定された地域）の区域とする。

2 農地保有合理化事業の種類

- (1) 農地売買等事業（貸借事業に限る。）
- (2) 農地信託等事業

茨城県告示第19号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による次の加入区に関する届出を審査した結果、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成12年1月11日

茨城県知事 橋本 昌

加入区	漁業協同組合
波崎	波崎漁業協同組合

## 茨城県告示第 2 0 号

漁船損害等補償法 (昭和 2 7 年法律第 2 8 号) 第 1 1 2 条の 2 第 2 項の規定による次の加入区に関する届出を審査した結果、同法第 1 1 2 条第 1 項の規定による同意があったと認めたので、同法第 1 1 2 条の 2 第 3 項及び漁船損害等補償法施行規則 (昭和 2 7 年農林省令第 1 8 号) 第 2 6 条の 3 の規定により告示する。

平成 1 2 年 1 月 1 1 日

茨城県知事 橋 本 昌

加 入 区	漁 業 協 同 組 合
波 崎	波 崎 共 栄 漁 業 協 同 組 合

## 茨城県告示第 2 1 号

平成 1 1 年 1 2 月 1 0 日付けで、岡堰土地改良区から申請があった定款変更を、土地改良法 (昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号) 第 3 0 条第 2 項の規定により平成 1 1 年 1 2 月 2 8 日認可した。

平成 1 2 年 1 月 1 1 日

茨城県知事 橋 本 昌

## 茨城県告示第 2 2 号

土地改良法 (昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号) 第 8 9 条の 2 第 1 項の規定により県営土地改良事業箱田西部地区全換地区に係る換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成 1 2 年 1 月 1 1 日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

## 2 縦覧期間

平成 1 2 年 1 月 1 2 日から平成 1 2 年 2 月 8 日まで

## 3 縦覧の場所

笠間市役所

## 茨城県告示第 2 3 号

土地収用法 (昭和 2 6 年法律第 2 1 9 号) 第 2 0 条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第 2 6 条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 1 2 年 1 月 1 1 日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 起業者の名称

日立市

## 2 事業の種類

(仮称) 泉が森親水公園整備事業

## 3 起業地

(1) 収用の部分

茨城県日立市水木町 2 丁目地内

(2) 使用の部分

なし

4 土地収用法第 2 6 条の 2 第 2 項の規定による図面の縦覧場所

日立市役所

茨城県告示第 2 4 号

道路法 (昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号) 第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成 1 2 年 1 月 1 1 日から 3 0 日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成 1 2 年 1 月 1 1 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 道路の種類 一般国道

2 路 線 名 4 0 8 号

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	摘 要
牛久市柏田町字ままた下 1 8 9 0 番地 1 地先から	旧 (A)	最大 33.0 最小 6.0	430	
牛久市柏田町字屋敷添 5 2 番 5 地先まで	新 (A) (B)	最大 33.0 最小 6.0 最大 65.0 最小 16.0	430 316	バイパス新設

茨城県告示第 2 5 号

道路法 (昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号) 第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成 1 2 年 1 月 1 1 日から 3 0 日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成 1 2 年 1 月 1 1 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 道路の種類 県道

2 路 線 名 美浦栄線

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	摘 要
稲敷郡美浦村大字飯倉字前原 1 4 4 2 番 2 7 3 地先から	旧	最大 8.0 最小 6.0	96	
稲敷郡美浦村大字飯倉字前原 1 4 4 2 番 1 3 0 地先まで	新	最大 10.5 最小 8.5	96	現道拡幅

## 茨城県告示第26号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、平成12年1月11日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成12年1月11日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路線名 県道 子生茨城線
- 2 供用開始の区間 鹿島郡旭村大字鹿田字小路南546番地先から  
鹿島郡旭村大字鹿田字小路南546番地先まで  
鹿島郡旭村大字鹿田字甚中535番地先から  
鹿島郡旭村大字鹿田字舞台321番1地先まで
- 3 供用開始の期日 平成12年1月11日

~~~~~

## 茨城県告示第27号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を開始する。  
その関係図面は、平成12年1月11日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成12年1月11日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路線名 県道 横塚真壁線
- 2 供用開始の区間 真壁郡協和町大字大島30番4地先から  
真壁郡真壁町大字上谷貝74番3地先まで
- 3 供用開始の期日 平成12年1月17日

~~~~~

## 茨城県告示第28号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する、同法第18条第1項の規定により、水戸・勝田都市計画公園の変更をしたので、同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

平成12年1月11日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 都市計画の種類  
公園（9・6・001号 偕楽園公園）
- 2 都市計画を定める土地の区域  
追加する部分  
水戸市元山町2丁目の一部  
水戸市緑町2丁目の一部
- 3 縦覧場所  
茨城県土木部都市局都市計画課

~~~~~

茨城県告示第 2 9 号

土地区画整理法 (昭和 2 9 年法律第 1 1 9 号) 第 3 9 条第 1 項の規定に基づき、田村・沖宿土地区画整理組合の事業計画については、次のとおり認可したので同条第 4 項の規定により告示する。

平成 1 2 年 1 月 1 1 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 事業計画を変更する組合

組 合 の 名 称 田村・沖宿土地区画整理組合  
 事 務 所 の 所 在 土浦市田村町 1 0 8 1 番地 1 3 号  
 施 行 地 区 土浦市田村町字宮尻，天神谷，天神谷ツ，東原，神田川，清水，三夜原，新堀，申橋，サルハシ，前谷ツ，前谷，前ヤツ，前谷津，出口，東谷ツ，長峯の各一部  
 土浦市田村町字上池，久保尻の全部  
 土浦市沖宿町字八幡脇，蛇田，石橋，八幡前，越場，尻替，背田，神田，南堂，正久保の各一部  
 土浦市沖宿町字亀下，六十塚，天志古，東堂の全部  
 土浦市手野町字新堀の一部

施 行 期 間 自 平成元年 8 月 1 0 日  
 至 平成 1 2 年 3 月 3 1 日

設立認可の年月日 平成元年 8 月 1 0 日

2 変更認可の年月日 平成 1 2 年 1 月 1 1 日



茨城県告示第 3 0 号

新治郡新治村大字藤沢 9 7 5 番地に事務所を置く新治村小高土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法 (昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号) 第 1 8 条第 1 6 項の規定により届出があったので、同法第 1 8 条第 1 7 項の規定により公告する。

平成 1 2 年 1 月 1 1 日

茨城県土浦土地改良事務所長 池 上 一 郎

1 退 任

| 住 所                 | 職 名 | 氏 名     |
|---------------------|-----|---------|
| 新治郡新治村大字小高 3 7 5 番地 | 理 事 | 酒 井 武 夫 |
| 新治郡新治村大字小高 4 8 4 番地 | "   | 酒 井 三 朗 |
| 新治郡新治村大字小高 3 8 1 番地 | "   | 坂 井 節   |
| 新治郡新治村大字小高 6 9 番地   | "   | 佐 藤 幸 夫 |
| 新治郡新治村大字小高 3 8 8 番地 | "   | 佐 藤 廣   |
| 新治郡新治村大字小高 7 6 番地   | 監 事 | 坂 井 章   |
| 新治郡新治村大字小高 3 8 4 番地 | "   | 佐 藤 孝 雄 |

## 2 就 任

| 住 所             | 職 名 | 氏 名     |
|-----------------|-----|---------|
| 新治郡新治村大字小高69番地  | 理 事 | 佐 藤 幸 夫 |
| 新治郡新治村大字小高484番地 | "   | 酒 井 三 朗 |
| 新治郡新治村大字小高381番地 | "   | 坂 井 節   |
| 新治郡新治村大字小高388番地 | "   | 佐 藤 廣   |
| 新治郡新治村大字小高76番地  | "   | 坂 井 章   |
| 新治郡新治村大字小高384番地 | 監 事 | 佐 藤 孝 雄 |
| 新治郡新治村大字小高377番地 | "   | 坂 井 雅 夫 |

## 茨城県告示第31号

水戸市柵町1丁目3番1号に事務所を置く那珂川沿岸土地改良区から次のとおり役員が退任した旨、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により届出があったので、同法第18条第17項の規定により公告する。

平成12年1月11日

茨城県水戸土地改良事務所長 松 崎 武 則

| 住 所            | 職 名 | 氏 名     |
|----------------|-----|---------|
| ひたちなか市大字足崎48番地 | 理 事 | 神 永 武 男 |
| 水戸市栗崎町1741番地   | 監 事 | 莊 司 信 造 |

## 茨城県告示第32号

結城郡八千代町大字久下田234番地の1に事務所を置く川西土地改良区から次のとおり役員が退任した旨、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により届出があったので、同法第18条第17項の規定により公告する。

平成12年1月11日

茨城県下館土地改良事務所長 原 周 二

| 住 所               | 職 名 | 氏 名   |
|-------------------|-----|-------|
| 結城郡八千代町大字久下田525番地 | 理 事 | 藤 平 長 |

## 茨城県告示第33号

平成11年11月19日付け土土改指令第13号で認可した大木曽地区の更正換地計画については、土浦市外十五ヶ町村土地改良区から換地処分した旨届出あったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第54条第4項の規定により公示する。

平成12年1月11日

茨城県土浦土地改良事務所長 池 上 一 郎



茨城県告示第34号

笠間市長磯良史から平成11年12月16日付けで認可申請のあった金井地区(全換地区)の換地計画については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定により平成11年12月17日適当と決定したから同法第96条の4において準用する同法第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により公告する。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成12年1月11日

茨城県水戸土地改良事務所長 松崎 武 則

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦覧の期間

平成12年1月12日から平成12年2月8日まで

3 縦覧の場所

笠間市役所

~~~~~  
( 公 安 委 員 会 )

茨城県公安委員会告示第1号

道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第13条第1項の規定による緊急自動車の指定及び指定取消し並びに同令第14条の2第1項第2号の規定による道路維持作業用自動車の指定及び指定取消しを次のとおり行ったので、茨城県道路交通法施行細則(昭和53年公安委員会規則第11号)第5条第2項の規定に基づき、告示する。

平成12年1月11日

茨城県公安委員会委員長 根 本 正 一

1 緊急自動車の指定

指定番号	自動車登録番号	車名・年式	用 途	所有者・使用者氏名
3716	水戸 800 さ 1828	ニッサン・7年式	公共応急作業用	茨城県道路公社
3720	水戸 500 せ 9328	ニッサン・11年式	警察責務遂行用	茨城県警察本部
3721	水戸 500 せ 9329	〃	〃	〃
3722	水戸 500 せ 9330	〃	〃	〃
3723	水戸 500 せ 9331	〃	〃	〃
3724	水戸 500 せ 9332	〃	〃	〃
3725	水戸 500 せ 9333	〃	〃	〃
3726	土浦 500 そ 4551	〃	〃	〃

## 2 緊急自動車の指定取消し

指定番号	自動車登録番号	車名・年式	用 途	所有者・使用者氏名
1584	土浦 88 す 2032	いすゞ・58年式	公共応急作業用	東日本電信電話(株) 茨城支店
1805	土浦 44 ら 5308	トヨタ・56年式	"	"
1842	水戸 88 す 2399	トヨタ・55年式	"	"
2337	水戸 88 す 5401	トヨタ・1年式	"	"

## 3 道路維持作業用自動車の指定

指定番号	自動車登録番号	車名・年式	用 途	所有者・使用者氏名
3715	土浦 800 さ 2014	三菱・11年式	道路維持作業用	日本道路公団所 谷和原管理事務所
3717	水戸 800 さ 1828	ニッサン・7年式	"	茨城県道路公社
3718	水戸 800 さ 1829	日野・11年式	"	日本道路公団所 水戸管理事務所
3719	水戸 800 さ 1830	"	"	"

## 4 道路維持作業用自動車の指定取消し

指定番号	自動車登録番号	車名・年式	用 途	所有者・使用者氏名
2077	水戸 88 す 4532	三菱・63年式	道路維持作業用	日本道路公団所 日立管理事務所
2090	水戸 88 す 4558	ニッサン・63年式	"	"
2343	土浦 11 み 821	いすゞ・2年式	"	日本道路公団所 谷和原管理事務所

---

公 告

---

## ●県営土地改良事業計画

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定に基づき、県営入沼上流地区土地改良事業(農業用排水施設整備/かんがい排水事業・排水対策特別型)につき計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成12年1月11日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 縦覧に供する書類

県営入沼上流地区土地改良事業(農業用排水施設整備/かんがい排水事業・排水対策特別型)計画書の写し

## 2 縦覧の期間

平成12年1月12日から平成12年2月8日まで

## 3 縦覧の場所

八千代町及び石下町役場

●県営土地改良事業計画の変更

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営高貫地区土地改良事業（ほ場整備）につき計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成12年1月11日

茨城県知事 橋 本 昌

1 縦覧に供する書類

県営高貫地区土地改良事業変更計画書の写し（ほ場整備）

2 縦覧期間

平成12年1月12日から平成12年2月8日まで

3 縦覧場所

常陸太田市役所

●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）附則第4項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法附則第5項において準用する同法第36条第3項の規定により公告する。

平成12年1月11日

茨城県知事 橋 本 昌

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

東茨城郡美野里町大字中野谷字裏山419番2，同番9

2 事業主の住所及び氏名

北茨城市関本町富士ヶ丘880番地の19

株式会社全木商

代表取締役 井上 重宏

●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成12年1月11日

茨城県知事 橋 本 昌

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

那珂郡東海村白方字富士の腰1749番15，同番31 以上第3工区

2 事業主の住所及び氏名

那珂郡東海村白方1749番地35（ア・ラ・モードカルティエB-201）

照沼 紀克

那珂郡東海村大字石神外宿342番地

照沼 惠正

## ●道路位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

平成12年1月11日

茨城県知事 橋 本 昌

指定番号	指定年月日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路の幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
北総建指令 第1475号	平成 11.12.14	有 限 会 社 共 栄 ハ ウ ジ ン グ 代 表 取 締 役 三 村	笠間市下市毛1130	西茨城郡友部町大字鯉淵 字十ノ割6252番1	メートル 6.00	メートル 54.05
西総建指令 第1181号	平成 11.12.22	有 限 会 社 大 地 代 表 取 締 役 松 田 隆 一	古河市下山町 1番46号	猿島郡三和町大字東緒川 字西浦114番3	5.85	17.80

## ●建築基準法第86条の2第1項の規定による一団地の認定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第2項の規定により次のとおり公告する。

平成12年1月11日

茨城県知事 橋 本 昌

認 定 番 号	認 定 年 月 日	申 請 者 氏 名	認 定 区 域
建 指 指 令 第 6 2 号	平成11年12月21日	三菱化学株式会社 筑波事業所 事業所長 杉 本 俊 男	稲敷郡阿見町中央五丁目 3699-238外3筆

## ●軽油引取税に係る免税証の無効

次の軽油引取税免税証は、平成11年12月3日以降無効とする。

平成12年1月11日

茨城県高萩県税事務所長 滝 卓 美

用 途	種 類	記号及び番号	枚 数	有 効 期 間	販売業者の所在地及び名称
漁 船	200リットル	H 345732 ~ H 345739	8 枚	平成11年8月3日 ~ 平成12年1月31日	北茨城市大津町60-2 (株)鳥居塚石油大津港給 油所

正 誤

平成 1 1 年 1 2 月 2 4 日付け茨城県報号外 1 3 1 号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	行	誤	正
4 2	2 及び 7	平成 1 1 年第 号条例	平成 1 1 年第 5 5 号条例



毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)  
休日の場合は繰下発行) (金 3,060円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 8555 茨城県水戸市笠原町978番 6

茨 城 県 総 務 部 総 務 課

電話番号 029 (301) 1 1 1 1 (代)